九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

支那に於ける治外法権の史的考察

南谷，文一

https://doi.org/10.15017/14482

出版情報：法政研究. 6 (2), pp.207-246, 1936-03-30. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

支那に於ける治外法權の史的考察

南谷文一

一、緒　言
二、無條約時代
三、條約時代
四、治外法權撤廢時代
五、結　語

支那に於ける治外法權の史的考察

緒　言

悠久五千年、支那の歴史は今更乍ら古い。時に夷狄蠻戎の王朝なしとは言はないが、支那が中華の殼を脱いでその領土主權を制限したのは歐洲人の東漸に初まる。或は露國との國境に於いて、或は支那の居留地に於いて、しば〳〵困難な問題を惹起し、支那は徒らにその本質を粉飾され、その本體を蝕まれた。併し二十世紀に起つた排外主義は自國認識の表明であり、領土主權の絶對主張は文明國への揚棄である。

私は支那を研究するに當つて西歐との關係史即ち治外法權の歴史を選んだ。勿論その細部の研究は私の將來への使命であり、その成果は他日に待つべきも、ただ之れが支那の國際的研究の序であつて呉れれば良いと思ふ。

支那に於ける治外法權と言へば領事裁判權のみを說明する學者も存するが、[1] 私は少くとも領事裁判權及び行政催（警察權並課稅權）をも包含すると解する。即ち支那に於ける外國人の裁判權行使と居留民保護のための警察課稅等である。之等の權利は通常支那との通商航海條約によつて許容せられるのであるが、例外的に慣行や治外法權を有する國家の國內法で決定される。治外法權の性質につきては屬人高權の發露であると見る向きもある

が、治外法權は外國人に對する領土主權の制限であつて、屬人高權と屬地權との綜合と見るのが至當である。勿論その根底にあるものは文明國と非文明國との關係であつて、法律制度に對する一つの警告である。この意味に於いて外交使節の治外法權とは異る。

(1) 松原一雄氏國際法概論一四四頁、同氏論文法學新報四四卷四號

私は治外法權史を見るにあたり、領事裁判權を裁判權、行政權をその對象たる國民の居留地の居住權に限り、課稅權の問題は全部割愛した。尙ほ滿洲國成立後には言及してゐない。

無條約時代

支那と西洋との交通は古き昔にその端を發し、七・八・九世紀に於いてアラブ人は所謂五港（廣東・厦門・福建・寧波・上海）との間に通商を營んでゐたが、之は近代歐洲諸國と支那との關係史上には何等特別の影響を及ぼしてゐない。然しバスコ・ダ・ガマが一度喜望峯を廻わるや東洋への葡人の來往も繁くなり、一五一一年にはd' Albuquerque がマラッカを占領し、そこで支那人と葡人との直接接觸が開始するに至つた。一五一七年にはFernao Perez de Andrade が八艘の船を率ゐて上川島に來り、その後葡人の來支は數を增し、葡國の商港として、電白縣・泉州・寧波が作られた。けれども葡人の無秩序な行爲は却つて支那人の反感を買ひ、屢々殺戮され、僅かに電白縣に商館の影を止めたにすぎなかつた。其の後澳門の商館を許可する（一五五七年）に及び、支那政府

は葡人のみならず、之れに後れて來た歐米人の居住をも此處に包含せしめる目的を執つたので澳門は非常な隆昌を來し、後年英領香港のために、その地位を奪はれるまでは支那貿易の中心であつた。併しその地域内の行政權、裁判權は、支那人に關するものは勿論、其の他の事件に關しても、支那官憲に留保された。

一五五七年西班牙人來支し、次いで一六〇四年、一六〇七年、一六二二年に和蘭船舶が廣東を訪れたにも拘らず開港に到らなかつた。一方露西亞は一五六七年初めて使節を北京に遣はしたが贈物を持參しなかつたので接受されず、一六一九年再訪したが同樣の理由で拒まれ、三回目は和蘭と同時の一六五五年であつたが和蘭の卑屈に對して、露西亞の權威を墮す儀禮を行ふのを肯ぜなかつたので使節は謁見を斷はられた。それにも拘らず露西亞は其の後、一六八九年、一六九三年、一七二〇年にその使節を派遣した。一七二〇年の大使 Ismayloff は支那使節が露西亞儀禮に從ふのを交換條件として支那儀禮を行つた。

英國の來支は一六三七年に初まり、一六七〇年厦門が開港され、一六八五年、廣東が開かれた。こゝに於いて英國の支那貿易は廣東と長きそして利益多き關係を持つにいたつた。一七一五年英國は廣東に東印度會社を創設せんとして、海關監督（Hoppo）より（一）制限なき自由貿易（二）支那人婢僕の雇傭解雇の自由及び英國人召使に對する裁判權（三）會社・船舶の食糧品其の他の必需品の購買の自由等の特權を獲得した。[2]

(2) G. W. Keeton; The Development of Extraterritoriality in China, 1928, vol I. pp 6—7.

支那は清時代に於いては一時廣く外國貿易を認めたけれども、十八世紀の中葉に及んでは大なる制限を加へ、

通商場として澳門の外は廣東のみに限り、外國人は支那商人と直接取引をなし得ないこととし Co-hong と稱する特許商人の手を通じ、特許商人は三%の手數料を取り、尙同時に營業のみならず、日常の生活方法までその統制を及ぼすに至つた。[3] 英人の廣東に於ける商館は全部で十三個、特許商人團より高額の家賃を拂つて賃借し、全範圍は頗る狹隘であり、商館在住者の規定は嚴格にすぎるものであつたので、一七九二年貿易狀態を改正するため Macartney 伯を北京に特使として派遣したが外交上の見地から見れば失敗であつた。[4][5] 其の後一八一六年 Amherst が通商の自由、不當の侵害の保障に關して派遣されたが、治外法權に關する要求は使節の目的の中には包含されてゐない樣である。[6]

(3) G. W. Keeton ; p. 9.

(4) Macartney 伯の使節の目的は George III への回答の中に詳細に示されてゐる。即ち（一）貿易のため廣東以外の港を開くことの許可、殊に寧波・中山・天津など（二）北京に露國が曾つて許された樣に商館を作ること（三）中山に居住し商館を作ること（四）商人の永住所を廣東近くに設置すること及び住所に對する現在の制限を廢止すること（五）現在の負擔を免除するか減少すること、及び英商人に對する差別的慣行を廢止すること（六）傳道のため居住を許可することである。G. W. Keeton ; pp. 15—16.

(5) Auber が Macartney の使節について「大使は最も叮嚀に接受され、最も警戒して謁見され、最ひ慇懃に拒絕された」と云つてゐる。G. W. Keeton ; p. 19.

(6) G. W. Keeton ; pp. 20—21.

支那に於ける初期の裁判中、民事事件に關しては概ね特許商人團の仲介によつて、賠償又は示談で解決を見たけれども、刑事事件に就いては屢々紛議を醸し、裁判權の所在が支那側に限られたとは言へない。今、刑事事件を(a)支那人の關係ある場合と(b)支那の領土に於ける外國人のみに關係ある場合に分けて考察しよう。

一八〇〇年まで

(a) 一六三七年 Weddell 事件に於いて Weddell は將來支那の法律に從つて行動すること及びもしも之れまでと異つた行動をなすならば、支那官憲又は澳門知事の命ずる如何なる刑罰にも服する旨をのべて、支那裁判權を承認した。次いで一六八五年の Tartar 事件[7]、一六八九年の澳門に於ける Watts 事件[8]、一七二二年の King George 號事件[9]等も同樣の立場である。併し英國は常に裁判權を支那に留保したと言ふのではなく、一六八七年の厦門の稅關闖入事件[10]に於いては支那法による自國の裁判權を行使した。又この頃、東印度會社が支那の屬國たる東京に於いて或る種の裁判權を有してゐた。

十八世紀の初頭よりは殆んど英國は支那の裁判權には服してゐない。唯、一七五九年の Flint 投獄事件[11]、一七六四年及び六七年の諸事件、一七六九年の Lord Camden 號事件[12]、一七七三年の Francis Scott 事件[13]、一七八四年の Lady Hughes 號事件[14]等は例外であつた。其の他の數多の事件に於いてはすべて裁判權を英國に留保した、即ち、一七二一年の Bonitta 號事件[15]、及び Cadogan 號事件[16]、一七二八——二九年の英國船員と支那船員との喧嘩避止のための交渉、一七三五年の和蘭水夫事件及び Richmond 號事件[17]、一七五四年の Lord Anson 號事

件、[19] 一七六〇年の Cuddalore 號事件、[20] 一七七九年の Coqua v. Leslie 事件、[21] 一七八〇年の Yngshaw v. Leslie 事件及び英船の支那人拉致事件、[22] 一七八一年の Ponsborne 號事件、[23] 三ケ月後の Hasting 號事件、一七八七——八八年の Walpole 號事件、Belvedere 號事件、Earl of Fitzwiliam 號事件、Royal Admiral 號事件、一七九六年の Hanby 號事件、一八〇〇年の Province 號事件等である。一七八七年には犯罪行爲のあつたとき、東印度又は行爲地に在住する者は何人と雖も捕縛、逮捕、送致、拉致することを得る旨の條例が通過し、こゝに治外法權の第一歩をきざんだ。

(7) Tartar 事件——韃靼人が Loyal Adventure 號の船員より帽子を盜んだので、船員は彼に發砲し脚に負傷せしめた。支那はその損害賠償を要求し、放外な支拂をさせられた。

(8) Watts 事件——澳門に於いて東印度會社船舶の檣取換中生じた支邦人の殺害のため、Watts が上陸して二千兩賠償したにも拘らず支那は五千兩要求し彼を留置した。支那がその要求を遞減する見込が無かつたので船は Watts 及び逮捕された數名の水夫を支那人の手に殘こして出帆した。

(9) King George 號事件——砲手が水田の小島を狙つて發砲したが不幸にも其の場に居合せた子供が死んだので、船は二千兩要求され支拂あるまで出帆を禁ぜられた。

(10) 稅關闖入事件——英國水夫が醉拂つて夜稅關に入り込み國庫の鍵を破つた。この罪は支那に於いては死刑處分を以つて罰せられるのであるが、知事はその裁判權を英國に留保した。

(11) Flint の投獄事件——海關監督の强奪振りを總督に訴へた請願の飜譯にからんで、Flint が投獄された。一六八九年の喧嘩の生存者を例外として、支那法に從つて投獄判決に英人が服した唯一の例である。

(12) Lord Camden 號事件――船員と支那人との喧嘩の最中負傷した支那人が全快するまでこの船は出帆を禁ぜられた。

(13) Francis Scott 事件――英人 Francis Scott が支那人殺害の嫌疑をうけ、澳門で商人に訊問され解放されたのに、支那人は彼の交付を求めた。再び訊問され、刑を執行された。

(14) Lady Hughes 號事件――この船が黃浦にとまつてゐる間、祝砲の結果としてその脇に居たボートの支那人三名が負傷し、その一人は翌日死んだので、支那法の適用を恐れた射手は逃亡した。支那當局は犯人の引渡を要求したが、東印度會社は射手が發見さるゝならば商館で調査すると云ふ條件でこの要求をみとめようとした。次いで第二の支那人も死んだので當局は又、射手の引渡を要求したが之又拒まれた。こゝに於いて解決のため廣東に向つた船長を投獄し、英國貿易を停止した。そこで廣東に居た佛國米丁等の國民が協議して自衛の途を講ずる模樣を見た支那當局は「船長を留置したのは事實審理のためであつて、この際射手を送つて貰ひたい」と云つてその引渡を求めた。貿易の停止を恐れた會社は射手を引渡した所が、船長は翌日歸つたが射手は絞首された。この事件によつて會社の態度は決定され、その後に於いては被告を支那官憲に引渡さなかつた。

(15) Bonitta 號事件その船員が黃浦に於いて支那人を射殺したので、犯罪者を出した責任を恐れて監督者は英商館に避難した。

(16) Cadogan 號事件――その水夫五名が町に入りこみ、軍隊に捕へられたので、監督者が不服を申立てた。海關監督は水夫を解放し、逮捕した士官を免職した。

(17) 和國水夫事件――廣東に於いてその船舶が奪はれたので蘭國水夫が暴動を起した。そこで船長は英國に歐洲貿易を混亂せしめない樣な方法をとることを通告した。英國が更に支那官憲にそれを通告したので、支那官憲はその回答として犯人を投獄すべく要求した。黃浦に居る蘭國船の到着まで六名の暴動者が英船に監禁された。

(18) Richmond 號事件――その船員が支那小型船舶に二三度呼びかけ返事が無かつたので、發射し婦人を傷けた。其の後彼

女は快癒したが責任に關しては何等の消息もない。

(19) Lord Anson 號事件――黃浦附近の支那要塞の向ふで Lord Anson 號のボートから發砲され、何人も負傷も死傷もしなかつたが、支那當局は不服をのべたので會社の代表が辯明して事件は落着した。

(20) Cuddalore 號事件――その船員が澳門市長に監禁されたことから紛爭を生じ、結局英政府に事件は委任された。

(21) Coqua v. Leslie 事件――支那商人 Coqua の借金の回收に絕望せる英商人 Leslie は彼の商館を手中に收め、Hoppo の恐迫や會社の申出にも拘らず之を占領した。（民事事件）

(22) Yngshaw v. Leslie 事件――他の債務者たる Yngshaw にも同樣の政策を施した。

(23) 廣東に向ふため澳門を通過した二英國船が十名の支那人を拉致したと澳門市長が會社に對し不服をのべた。會社は調査して彼等を衙人に引渡し、澳門に歸へした。

(24) Ponsborne 號事件――その船醫仲間及び士官候補生が黃浦より廣東に旅行してゐた時、船員と彼等の間に紛爭が生じた。船員は後に捕縛され、刑を執行された。

以上の事件は G. W. Keeton ; pp 28—69.

(b) 外人間の紛爭に關しては、一七五四年九月の英佛間の Brown 事件に於いて佛國は「もしも支那國民が佛人により殺戮されたならば犯罪者を支那當局に引渡すであらう。併しこの事件は歐人と歐人との間に生じたのであるから、各自國の法律によつて審理すべきである」[25]と述べ、支那人に關係無きときは、支那裁判權を否認した。一七七八年の英蘭間の事件は支那人に關係無き場合には、裁判權を主張する意思を有しないことを示してゐる。[26] 一七八〇年に起つた英人と蘭人、英人と佛人とに絡んだ二事件は、兩者とも支那の干涉をうけずに會社の支配人

によつて解決されたが、もつと重大なものがその年の十二月に生じた。英國 Success 號事件である。即ち廣東に於いて英船 Success 號の水夫たる佛人が、同じく英船 Stormont 號の水夫たる葡人より攻擊されたので、之れを殺害し、佛國領事館に逃れた。支那官憲より犯人の引渡を求められた領事は一七五四年、英人殺害の自國人を引渡さなかつた爲め、佛國貿易の停止に遇つた苦い經驗に鑑みて之れを引渡した。支那官憲は之れを斬首した。[27]

(25) Ibid. p. 233(G. W. Keeton, p. 33)

(26) Keeton; p. 37.

(27) 今井嘉幸氏「支那國際法論」第一卷二五頁

一八四二年まで

(a) 一八〇五年、葡船のシヤム水夫が澳門で支那通譯官を殺害した事件に於いて、葡國は少くとも澳門に於いてはその國民を審問する權利を有すると言ひ、その引渡を拒んだ。一八一〇年の英船 Royal Charlotte 號事件に於いては「犯人が會社の船舶のものであることを發見したならば、英國法に從つて處罰しよう」との條件で出帆した。同年の Sir E. Pellew 號事件、一八一三年の Marquis of Ely 號事件、Phoenix 號事件、一八一四年の Lowther Castle 號事件に於いても支那當局は無干涉の態度を持してゐた。一八一八——二三年にかけて二三の事件が生じたが示談で解決し、就中一八二一年の Topaze 號の水夫が臨川で支那人を殺害した時、支那官憲の犯

人引渡の要求にも拘らず澳門に出帆した例もある。

米國に關しては異例も存するが、一八一七年の Wabash 號事件に於いて「被告が支那人である場合支那法に從ひ審問さるゝ」原則が見出される。併し、一八二一年の Terronovia 事件に於いて貿易停止を恐れた米國は犯人を支那政府に引渡した。[28]

一八二六年には澳門に於ける支那裁判權に對する葡人の抵抗事件があつた。こゝに於いても葡人はその引渡を拒絶した。

(28) 今井氏同書二七頁

(b) 外人間の紛議に就いては、一八〇六年の Alwick Castle 號事件に於いて廣東當局は干渉しようとせず、又一八二九年の葡人 Loureiro と英人 Baker との事件にても支那裁判權の問題は何等生ぜず、一八三三年の Sylph 號事件に於いては該事件は新嘉波より本國に送致されるに至つた。

この頃より、自由商人と稱する個人商人が廣東、臨川に集まり、又數多くの阿片密輸船が集中したので裁判權もこの方面に關係するものが多い。一八三一年、一阿片密輸船より發砲し、一支那人が死し五人が負傷したので當局は即刻發砲した犯人の引渡を要求し、その責任を東印度會社に求めた。しかるに會社委員達は(1)船舶が入港してゐないから會社の管轄權外にある。(2)密輸には英船と同樣多くの外國船も關係し、會社の命令を無視してゐる阿片船に對しては、會社は何等の責任を持てないとの理由で抗議した。そして何人も引渡されずして落着し

た。又一八三三年の阿片船 Hercules 號事件に於いても支那當局の犯人引渡要求に對して、會社は該事件の全責任を否認してゐる。一八三四年の澳門で生じた買辦に絡まる事件では會社委員長 J. E Davis は彼が密輸に關係なきことを示めして解放を要求してゐる。

右の諸事件を通覽してみるに、二三の事件を例外として支那當局は外國法による裁判をみとめざる有樣である。即ち外國が何故支那裁判權に服しなかつたか。之れには三つの理由があげられる。第一に支那刑法が不完全であつて拷問を常事とし、犯罪あらば何人かが絞らるべしとの思想に捉はれ、同態復讐の刑罰を怪まず、尙ほ犯人科刑不能の場合は血統上・社會上等の關係ある他人に責任を負はしめ、强ひて必罰の責任を達せしめんとしたこと、第二に支那裁判官は法律上の智識乏しく、又殊に德義心に薄く、賄賂公行を常態としたことに對する外人の反感、第三に支那人は外人を蠻夷とし、法によらざることが蠻夷を治むるの法なりと考へたことなどより、自國民の保護の安全を欲した外國が支那裁判所に一任するのを心配したことに見出し得る。[29]

當時、未だ正式の領事館も特別の裁判所も存在してゐなかつたので、英國につきては東印度會社が裁判權を行使してゐた。併し貿易の發展と阿片船の集中に伴つて、會社が責任否認の立場をとると共に、二百年に亘る長き會社の特權はいつの間にか會社の手を離れて行つた。こゝに於いて會社と支那當局との取極の代りに、一國家の代表者に完全なる裁判權を與へる廣い意味の取極——簡單に言へば條約——が必要となつたのである。

(29) 今井氏、同書九七頁

歐洲人が廣東に來て勢力擴張に腐心してゐたとき、支那の北邊には絶えず露國が東漸の歩みを續けてゐた。露國使節は高邁なる態度のために北京では接受されなかつたが、一六八〇年のアムールの國境戰を初めとし、一六八九年には尼布楚で國境問題に關する條約が調印された。この條約は國境劃定と共に國際貿易を規定し、その四條には本條約の日附以前の逃亡犯人は引渡を免除されるが、その後に於いては何れの國に逃亡したものも猶豫なく國境に送還し且つ直に地方の長官に引渡ある旨を規定してゐる。次いで一七二七年、露國使節 Sava Vladislavich が恰克圖の近くで八月十日國境條約を調印し、十月十二日、廿七日に同樣の目的の議定書に調印した。又その頃北京への露國隊商を規定する國境條約が調印された。もしも隊商の誰かが支那で死亡するならば、その財産は露國に屬し（第四條）、國境を越すには通行券を交付して自由貿易を禁止し（第十條）、もし訴訟の生じた時には國境の官憲は公平迅速なる處理を要求された（第八條）。併しこの取極めも兩國間の不調和――兩國民が國境をこえても處罰されないと云ふ――に對する原因を除去しなかつたので、一七六八年露國使節 Kropotoff は恰克圖に於いて他の協商を協議し、治外法權の場合にもつと詳細な手續を確立して一七二七年の條約第十條に代置せしめた。[30] 更にイルクーツク知事と支那國境官憲との間に一七九二年取極がなされ、國境の貿易交通を規定し、遂に一八五一年伊犂條約が調印された。[31] この條約は相互の治外法權を規定する兩國間に締結された最後のものである。この日以後露國は他の歐洲諸國と同樣の立場で治外法權の取極をした。

(30) 新規定は掠奪の目的を以て國境をこえる持兇器者はその殺人の存否に拘らず逮捕され何れの監視所より來たれるか又同行

者の有無など自狀するまで監禁された。そして一定の手續を經て外部諸州を管轄する裁判所に引渡され死刑に處せられた。若も窃盗のため國境をこえた兇器を持たないものが逮捕されたならば法律に從つて百鞭打の範圍内で體刑をうけた。通行券なしに、しおも何等の犯罪も犯さずに國境をこえた持兇器者は逮捕され、その財産は處分された。(支那及び滿洲關係條約及公文集中——恰克圖條約追加條約)

(31) 露國民に關する事件を管理するために露國領事一名を、支那國民に關する事件については伊犂最高官廳の官吏一名を任命し、兩國民間に生じた軋轢に對し裁決の道を講じた(支那及び滿洲關係條約及公文集中——伊犂條約第二條)。

一八三三年、會社の責任否認の態度によつて東印度會社の廣東貿易が終つたとき、英國はその臣民保護のために支那當局と直接交渉に當る機運に向つてゐた。そこで William John Napier が最初の監督長官 (Chief Superintendent of the Trade) として支那に送られた。一八三四年七月十五日澳門に來り、二十五日廣東に着き、東印度會社所屬の商館に居住することゝし、即刻國王の指令を追行するためその到着を報じ謁見を求める手紙を廣東總督に送つたが、今まで東印度會社は特許商人團によつて交渉してゐたので、當局はその受領を拒絶し、又外國國王の主權を眼中に置いてゐなかつた。且つ Napier の隨行員が商館内に住居を設けたのに激昂した支那當局は終に英國貿易を停止した。こゝに於いて協議を斷念した Napier は武力によつて總督を屈服せしめようとして廣東に遡航を命じたが、結局硬化を來すのみであつた。偶々 Napier がマラリヤ熱で病死したのを契機として支那に對する國家の平等性の要求は止んだが、支那の外國蔑視、自國優秀の主張はいつまでも續くものでなく、一八三九——四五年に亘る阿片戰爭に於いて事態は一變化を招來した。

條約時代

第一、阿片戰後の條約

阿片戰爭は支那官憲が英人所有の阿片を燒却したのに端を發してゐると言はれるが、實際は英國多年の懸案であつた外交上・貿易上の對等の地位の要求と見るのが至當である。この戰爭の結果、支那は英國と南京條約（一八四二年）、虎門寨條約（一八四三年）を、米國と望厦條約（一八四四年）、佛國と黃浦條約（一八四四年）を締結し居住權並に裁判權を確立した。尙此等の條約は何れも最惠國約款によつて利益の均霑がみとめられてゐる。

(1)南京條約　その第二條は居住權に關するもので、こゝに租界制度の起源を見ることが出來る。[32] 從來の廣東の外に厦門・福州・寧波。上海の五地を開港場とし「迫害又ハ拘束ヲ蒙ルコトナク」通商居住するの權利を取得した。又自國民保護、通商の監督のため領事を駐在せしめ、一方支那官憲と自國商人との仲介たらしめた。又特許商人團を廢止し自由貿易の便を與へ（第五條）、こゝに廣東商館時代より唯一の取引仲介者であつた特許商人團は影をひそめることゝなつた。この條約で香港島の割讓が行はれ、英國發展の基を開いた。

(32) 植田捷雄氏「支那租界論」一二頁

(2)虎門寨條約（南京條約追加條約）　南京條約に於いては五港內の居住貿易地域を規定しなかつたゝめ將來の紛議を虞れ、第七條に規定を設けた。この地域が今日の租界を形成したのである。

(3)望厦條約　居住權に關しては最惠國約款で南京條約、虎門寨條約の利益に均霑することゝなり、裁判權に關して、支那に於ける米人間の「身體並財產ニ關スル問題」は自國官憲の裁判に一任し（第二十五條）、米人と支那人間の事件に關しては合議制を採用し（第二十四條）、更に支那に於ける第三國と米人間の紛爭は「支那ノ干涉ヲ受クルコトナタ合衆國及ビ該國間ノ現行條約ニヨリ處理サル」旨を規定した（第二十五條後半）。之を要するに歐米諸國が無條約時代に事實上の慣習により得た、又は絶えず支那官憲によつて種々の取扱をうけた裁判權がこゝに明文化された。

(4)黃浦條約　虎門寨條約に規定された居留地域に關しては其の範圍を確定しなかつたゝめ、この條約に於いて支那官憲と佛國領事と協力して「市街及建造物ヲ建設シ得ベキ地點」を指令する旨を規定し（第二十二條）、又裁判權に關しては刑事事件につき「清國人又ハ清國官憲ニツキ」「佛國人ニ付テハ佛國領事ニヨリ」夫々の國法により裁斷さるゝことゝなる（第二十七條）の紛議を一掃した。

南京條約締結後の英國領事權の範圍につきて一言すれば、一八四三年「支那ニ往ク英國臣民統治ニ種スル條例」が議會を通過し、支那に於ける英國臣民統治の規定及び香港に於ける立法委員會設立が必要となつた。この條例に次いで一八四四年法令第一號（一月二十四日附）によつて、支那國に在住の又は支那國沿岸より百哩以內の距離にある船舶在住の英國臣民は一定の條件の下に形式的に香港の司法裁判所の管轄に屬し、英國法の適用をうける

こと丶なつた。又一八四四年法令第二號（二月二十八日附）は支那に於ける英國領事の司法權（領事裁判權）を確立し、特定のものを除いては香港最高裁判所と同樣の權限を有することゝした。[33] 尙ほ一八四三年の條例は特に支那に於ける監督長官（Chief Superintendent of the Trade）の司法權をみとめ、其の範圍內では法律命令の制定權を許容してゐるが、同年四月十七日の委員會の命令は領事に廣汎なる管轄權を與へ、該地方に於ける犯罪鎭壓のため及び英人と支那人、英人と第三國人間の紛爭解決のため、英人に對し必要な權利を行使せしめること丶した。かくて領事は刑事事件に於いて(イ)彼告が英國臣民なるとき或は、(ロ)英國臣民は原告にして支那人又は第三國人が被告なるときに於いて被告が英國の領事裁判權に服する旨同意するならば、所定の判決をなし得る。その判決に對する上訴は監督長官（Chief Superintendent of the Trade）にも香港最高裁判所にもなし得る。他方に於いて領事は示談・仲裁裁判によつて解決を促進する機能を有する。

(33) 輕罪（罰金額百弗以內又は投獄十日以內のとき）或は損害賠償額五百弗をこえない場合（第一條第四項）、損害賠償請求額が二十弗をこえない民事事件には領事は代理裁判を許し（同條第七項）、開港場出帆の船舶船肩に對しては重罪に非る限り裁判權をみとめ（第八項）、遺言の檢認を許す權限を有する（第十一項）。右の場合の領事の決定又は判決に對しては控訴を許してゐる。尙、香港最高裁判所の判事が該地域に來たときは領事の裁判權は停止される（第十二項）。

監督長官は領事と同樣の裁判權を有する。即ち支那領土內の犯罪或は支那國沿岸より百哩以內の、揭旗の權利なき船舶又は英國船舶に於ける犯罪につき裁判權を行使し得る。尙北緯三十二度以北の英國民の貿易はすべて不

法であるから、それに從事する船舶並に英國人は拿捕され審問のため監督長官に送致される。

條約に對する又は領事規則に對する犯罪事件を除いては、香港最高裁判所が監督長官と同樣の刑事裁判權を有して居り、支那に於ける英國民間の民事訴訟については監督長官及び領事と同權である。

香港最高裁判所につきて見れば、その起源を一八三三年「支那及印度ニ對スル通商ニ關スル條例」に於いて看出し得る。其の條例は東印度會社の支那貿易の獨占を廢止し、條例行使のため十二月九日委員會命令を發し、支那に於ける英國民の犯罪審問のため刑事上、海事上の裁判權を有する裁判所の構成を見た。次いで一八四一年監督長官 Eliott の宣言（香港土着の人及び香港に集まる支那人はすべて支那の法律・慣習の適用をうけ、それ以外の第三國人の香港に於ける犯罪は支那在存の刑事・海事の裁判權を推定する）によつて、現存の裁判所は香港に於ける第三國人並に英國民の犯罪審問の最高裁判所に變更された。同年 Caine が長官となるや、支那土着人に對しては支那の法律・慣習によつて裁判を行ひ、他國民に對しては英國法によつて裁判を行つた。尙一年後債務者を監禁する權限に關して紛爭額二百五十弗の範圍にまで民事裁判權を與へられた。

南京條約の締結によつて香港は確立された裁判所と完全なる立法權を有する（同條約第三條）植民地となり、一八四四年法令第十五號に於いて植民地內にては完全なる裁判權と治外法權とを有することになつた。同時にこの法令は刑事・海事上の裁判所の代りに香港最高裁判所の確立を規定し、實際に於いては一八四六年七月 Compton 事件[34]が生じ、植民地司法權の獨立を見ることとなつた。

(34) G. W. Keeton; pp. 205—227.

Compton 事件に於いて苦い經驗をなめた監督長官及び領事は香港最高裁判所に對する英國人の控訴權を制限する態度に出るに至つた（一八四七年領事命令第一號並に一八五二年領事命令第二號）。

一八五九年貿易監督長官としての地位と香港總督としての地位との分離によつて、支那に於ける英國臣民に對する統治權は北京駐在使節の手に移ることゝなつた。即ち香港植民地と支那に於ける英國人との間に分離が生じた。斯る事情にあつて香港最高裁判所と支那に於ける英國領事裁判所との關係は變則的となり、支那の諸地方より香港に事件を移送することの不便と香港最高裁判所に於ける證據蒐集の困難のため、一八六五年の委員會命令によつて、支那に於ける英國人に對する香港最高裁判所の管轄權を廢止し、其の代り上海にて訴訟に與るべく、支那及日本に對する民事・刑事の最高裁判所を構成した。

第二、天津條約並に追加條約

第二回英支戰爭勃發前、支那在住の歐人間には現條約は何等法律的保護を與へてゐないとの强烈な感情が存して居り、支那裁判所も外人に對して支那人の犯した不法につき特別の救濟を許してゐなかつた。こゝに於いて三締約國代表が條約改正につきて交渉を初めた。[35]

(35) 一八五六年八月二十一日附の Clarendon 卿に宛てた監督長官 John Bowring の改正案は（一）北京に於ける歐洲大使館

の設立（二）三締約國の首府に於ける支那大使館の設立（三）通商關係の擴張（四）言論の自由（五）司法裁判所の改正である。G. W. Keeton; p. 233. 併し眞の原因は外國が既に滿期となつた條約を改正して貿易上の地歩を進めようとした意圖に存する。今井氏前揭書四三頁

偶々英船 Arrow 號に對する暴行及び佛宣教師の虐殺の生ずるや、英佛聯合して支那に事を構へ、一八五八年天津條約を締結した。

(1)英國　裁判權に關して英國民間の民事事件はすべて英國裁判所の管轄に屬し（第十五條）、刑事事件に關しては相互に被告主義をとり（第十六條）、英國民と支那人との民事事件に關して支那官憲立會の制度をとつた（第十七條）。居住貿易權に關しては五港の外揚子江にて貿易をなすことを許し、更に牛莊・登州・臺灣・潮州・瓊州を北京條約（一八六〇年天津條約追加條約）にて天津を開港した。尙天津條約は此等の開港場のみならず、或る意味に於いては支那全土の開放を行ふことゝなつた。即ち英國領事の發給せる旅券を持てば內地の何處にも旅行通商が許された（第九條）。

(2)佛國　その天津條約第六條に於いて絳州・潮州・安平・淡水・福建省全部・鄧州・南京を五港と同一の特權の下に立たしめ、右に揭げた海岸及河岸に所在する淸帝國の港並都市に旅行居住及商工業經營の自由を與へた（第七條）。港其他の場所に於いて家屋、倉庫、寺院、病院、學校、墓地を設置すること及び宣教師に對する自由なる地位につきては三條約とも規定する所であるが、この條約は更に支那內地に於ける傳道の保護のため效果あ

る方法を規定してゐる（第十三條）。

(3) 米國　英佛聯合戰爭に直接參加しなかつたけれども平和的方法で兩國と歩調を共にした。

第三、長髮賊の亂の影響

同亂は英政聯合戰の前後二十年に亘る內亂にして、對外的には英佛軍の活動を容易ならしめ、又一般諸外國の條約上取得せる地位を確實ならしめた。殊に上海につきては(一)居留地中立の原則を確立し(二)居留地に支那人の居住を許して繁華の基礎を作り(三)租界制度の發達を促し(四)現稅關制度の端をひらき(五)上海會審制度の基礎を立てる結果となつた。[36]

(36) 今井氏前揭書四九頁以下、植田氏前揭書一八頁以下

居留地及會審制度につきて一言すれば、今日支那に於いて居留地と稱せられるものの中、行政權の所屬を標準として考ふれば(1)外國管理居留地（外國租界）(2)支那管理居留地（自開商埠地）(3)外支共同居留地の三種に區別される。外國管理居留地を更に行政權所屬國の數によれば(a)一國專管居留地(b)列國共同居留地となり、土地取得方法によれば(a)Concession——支那政府より外國政府に對し一定地域の讓渡あるものにして、外國政府は更に該地域を分割し自國領事を通じて各個人に拂ひ下げる。今日廣東・漢口・重慶・杭州・蘇州・天津・牛莊・安東・福州等に存在する各國專管居留地は之である(b)Settlement——外人居住の地域として支那政府より特に公許せられたものにして、支那政府と外國政府との間に何等土地貸借の關係なく、隨つて該地域內におげる土地を外國人が永借せんとする際には、すべて支那原所有者と直接交涉を必要とす

るものである。今日上海・厦門鼓浪嶼共同居留地をはじめ、沙市・營口の日本專管居留地が之に屬する（植田氏前掲書八七——八九頁）。

上海の居留地に於いては此の動亂中、支那裁判權が行使されず、英米佛の領事が支那人たる犯罪者に對し、輕罪は即決處分し重罪は豫審の後支那官憲に引渡す有樣であつた。又一方にては諸國との條約中、立會裁判の明文も存してゐたので便宜上上海居留地内に會審公堂を常設し、居留地内に起れる支那人被告の一切の民事刑事の事件を取扱はしめ、原被共支那人なる民事事件を除く外、すべて外國官憲をして立會せしむることとした。一八六九年の上海洋涇濱會審章程がそれである。尚本稿に於いては關稅問題にはふれないこととし、他日の研究にゆづる。

英米佛を除く他國[37]の支那に於ける治外法權の發展をみるに、

露國　一八五八年天津條約、一八六〇年北京條約によつて英米佛と相當する權利を取得し、一八八一年聖彼得堡條約によつて商取引及其他の問題につき「支那國領域内ニ於テ兩國ノ國民間ニ生ズベキ一切ノ紛爭ハ領事ト支那國官憲トノ協議」解決にまかせた。

獨逸　一八六一年天津條約により、開港場に於ける旅行、通商、土地家屋の賣買、賃貸借の權利を得（第六條）逃亡犯人の引渡（第三十二條）、支那獨逸人間の爭に支那政府の干涉しないこと（第三十九條）を規定し、次いで一八八〇年追加條約が結ばれ、混合事件に於ける裁判手續、外國商品の課稅につき決定を見た。

(37)　丁株……一八六三年北京條約。ネーデルランド……一八六三年天津條約。西班牙……一八六四年天津條約。白耳義……一八四五年條約締結に失敗したが、一八六五年北京條約。伊太利……一八六六年天津條約。墺匈國……一八六九年北京條約。

日本……一八七一年天津條約、朝鮮……一八八三年仁川條約。秘露……一八七四年天津條約。ブラジル……一八八一年天津條約。葡國……一八八七年北京條約。コンゴ自由國……一八九八年北京條約。メキシコ……一八九〇年華盛頓條約。瑞典……一九〇八年。瑞西……一九一八年。

第四、芝罘條約（一八七六年）

この條約に於いて揚子江沿岸に於いて宜昌・蕪湖、海岸に於いて溫州・北海を開港場に加へ領事の駐在を許し、重慶は遡江の可能なる日を俟つて開港すべくそれまで官吏を常住せしめ、また大通・安慶・湖口・武穴・陸溪口・沙市を寄港地として貨物の陸上を許した（第三章通商の項（一））。通商に開放せられた港場には英國領事は外國領事と共同して外國人居留地設定の協議をなすべく（第三章（二））、又この地方に限らず何れの開港場に於いても外國人の居留地を釐金免除區域となすべく誓約した（第三章（一））。

裁判權に關しては以前の條約に於いて大體形式が備はり、不充分な所は慣習で補つて居り、又上海地方では會審裁判所が設けられてゐたが、この條約に於いて會審の意義が規定された。[38]

(38) 兩國の法律が相互に差異ある間は清國に於ける混合事件の裁判手續を指導すべき原則は唯一あるのみ即ち事件は被告の屬する國の官吏により審問せらるべく、原告の屬する國の官吏は裁判手續を監視せむがために出席するに過ぎず。その出席せる官吏が當該手續に滿足せざるときは詳細に之が抗議を爲すの權利を有す。適用すべき法律は事件を審理する國の法律たるべし（第二章（三））。

之によつて管轄權の何れに屬するか、適用法規の如何は明瞭になつたけれども審理の方法につきては疑問を殘すこととなつた。其後一八八一年米國との「通商及訴訟手續ニ關スル補足條約」にて、「係爭事件ハ被告ノ國籍ヲ有スル相當官吏之ヲ審理スル」旨を規定し、その後段には「原告ノ國籍ヲ有スル相當權眼アル官吏ハ自由ニ出席シ訴訟ヲ監視スル一切ノ便宜ヲ與ヘラレル」旨の規定（第四條）があるが、支那原文に觀審なる文字が使用してあつたので觀審問題として紛議を釀す原因となつた。

五、天津條約（一八八五年）及 Cogordan 條約（一八八六年）並北京條約（一八八七年）

天津條約によつて老開・諒山を開放し（第五條）、北京條約によつて蒙自・蠻耗・龍州を開市場とし（第二條）、又佛國が安南の河內及海防を開放したに對して清國は雲南及び廣西の兩省主都を開放した（第二條）。

裁判權につきては Cogordan 條約によつて「安南ニ居住スル支那人ハ刑事、民事ノ事件ニツキテハ最惠國臣民ト同一ノ條件ヲ適用」せられ、國境開市場に於ける「支那人及佛人若ハ安南人間ノ訴訟ハ混合裁判廷ニテ清佛兩官吏ノ審判」に付することとなした（第十六條）。上海の會審制度とは自ら異つてゐる。

第六、日清戰爭後の條約

日本は先に一八七一年天津條約に於いて雙務的治外法權をみとめられたが、最惠國約款の無かつたため外國の

利益に均霑し得なかつた。併し日清戰後、下關條約に於いて(1)最惠國待遇(2)沙市・重慶・蘇州・杭州・を外國貿易のため開放し(3)旅客及貨物運送のため日本汽船の航路を宜昌より重慶に、並に上海より吳淞江及運河に入り蘇州・杭州に擴張した（第六條）。こゝに於いて日本も外國開港場に均霑し得ることとなり、日清北京議定書（一八九六年）によつて上海・天津・厦門・漢口に日本專管居留地を有することとなつた（第三條）。之に次いで日本領事と支那地方官憲との間には居留地取極書が協定され蘇州・杭州・沙市・福州・重慶が加へられた。外國もその餘波をうけて擴張增設する有樣となり、利權競爭の風潮は全支を席捲した。

從來、日支間に存してゐた雙務的領事裁判制度は廢せられ、支那を義務國とする片務的領事裁判制度となつた。通商航海條約（一八九六年）に於いて、日本に在る支那人は日本の管轄權に服し（第三條）、支那に在る日本人が被告なるときは民事刑事共に日本の管轄權に服することとなつた（第二十條第二十四條）。原告日本人、被告支那人なる民事刑事事件に關しては會審制度を規定せず最惠國約款によることとなつた（第二十五條）。

日清戰爭の結果、英佛獨露は夫々威海衛並九龍・廣州・膠州・旅大を租借し、鐵道計畫に於いては「鐵道附屬地」並「鑛山附屬地」の如きものを外國行政區域に加へ、一九〇〇年北京を中心として勃發した團匪の亂に於いては「公使館區域」を發生するに至つた。北清事變最終議定書（一九〇一年）に於いては「公使館所在區域內ニ常設保護衛兵ヲ置ク」權利を取得し（第七條）武裝的居留地を生じた。[39]

(39) 今井氏前揭書八二頁

一方に於いて支那は開市の利益を自覺し自ら進んで土地の開放を宣言するに至つた。[40] 所謂自開商埠地である。

(40) 今井氏前掲書八三頁。一八九九年の岳州を初めとし、三都澳・吳淞・秦王島・南寧・滬南・周村・濰縣等である。

更に開港場として一八九七年英清修正條約により騰越・思茅に英國領事館の設置をみとめ、一八九五年の佛清修正條約に於いては河口・思茅を開港場とした。更に一九〇二年の英清追加條約にて長沙・萬縣・安慶・惠州・江門が開港され（第十二條）、翌年の日清及び米清追加條約によつて奉天・大同溝・安東縣が開かれた。

第七、日露戰爭後の條約

ポーツマス條約によつて、日本は長春以南に於いて從來露國が有した東清鐵道及び之に附屬する一切の權利財産及びその利益のために經營せらるゝ炭坑の讓渡をうけ（第六條）、日清北京條約によつて右の權利を承諾した（第一條）。その附屬協定に於いては軍事目的のため施設した安奉線の經營を日本に委任し（第六條）、ためにこゝに南滿洲鐵道附屬地及安奉線附屬地が生じた。更に開市場として、鳳凰城・遼陽・新民屯・鐵嶺・通江子・法庫門・長春（寬城子）・吉林・哈爾賓・寧古塔・琿春・三姓・齊々哈爾・海拉爾・愛琿・滿洲里を開き（附屬協定第一條）、更に營口、安東縣、奉天府に日本租界の開設を許した（同第九條）。其後「間島ニ關スル協約」（明治四十二年）により、青國は龍井村・局子街・頭道溝・百草溝を外國人の居住貿易のため開放した（第二條）。

第八、中華民國成立後の條約

一九一一年中華民國の成立するや清朝時代に締結した條約はそのまゝ承繼され、偶々幾何もなくして歐洲大戰が勃發した。大戰中開かれた所謂二十一箇條條約につきて見れば、

(1) 支那は獨逸が山東省に關して有する權利利益の處分につき日獨間に成立する一切の協定を承諾することとなり、日本は一方膠州灣還附を約した（第一條）が、山東還附によつて事實上之は消滅した。

(2) 支那政府は成るべく速に外國人の居住貿易のため山東省に於ける主要都市の開放を約した（第三條）が、華府會議の結果事實上消滅した。

(3) 日本人は南滿に於いては自由に居住往來及び營業するを得ることに擴張し、更に東蒙にては農業及び附屬工業を支那人と合辨經營するときは內地居住權をみとめられ（第四條）、東蒙の適當なる都市を開放した（第五條）。裁判權につきては何等の規定を見出し得ないが兩國の最後の修正案に於いて若干存する。[41]

(41) 日本案……民刑訴訟は日本人被告たる場合には日本國領事館に於いて、又支那人被告たる場合には支那國官吏に於いて之を審判し互に員を派し臨席傍聽することを得。但し土地に關する日本人支那人間の民事訴訟は支那國の法律及慣習により日本國領事官及支那國官吏に於いて共同審判すべし。但し將來同地方の司法制度完全に改良せらるゝときは日本國臣民に關する一切の民刑訴訟は完全に支那國法廷に於いて審理すべし（帝國政府の修正案第二號第三條）。

支那案……民刑訴訟にいたりては各被告の本國官吏の審判に歸し、彼我員を派し傍聽することを得。但し日本人と日本人との訴訟及日本人と支那人との訴訟にして土地若くは租契に關する爭執は支那官吏の審判に歸し日本國領事官より員を派し傍聽することを得。但し將來同地方の司法制度完全に改良せらるゝときは日本國臣民に關する一切の民刑訴訟は完全に支那國

法廷に於いて審理すべし（支邦國政府最後修正案第二號第三條）。

治外法權撤廢時代

條約締結時代を通じて、外國の主權は貿易の自由、國民の保護のためとは言へ、支那の奥深き內地にまで及び、支那の國家主權は年と共に浸蝕せられ、居留地に於いては甚しく不平等の待遇をうけるに至つた。こゝに於いて遠く義和團事件に萠した排外主義は歐洲大戰を經て漸く治外法權撤廢の風潮となり、機會ある毎に其の歩を進めて行つた。抑々支那に於ける治外法權撤廢の根據は一九〇二年英清條約第十二條に「清國ガソノ司法制度ヲ改善シテ泰西諸國ノ司法制度ヲ協調セシメントスルノ熱望ヲ表明シタルニ鑑ミ、英國ハ右改善ニ對シ一切ノ援助ヲ與フベキコトヲ合意シ、且ツ清國法典ノ狀態、ソノ運用ノ方法其他ノ情況ニ依リ治外法權ヲ撤去シ得ルコトヲ確ムルニ至ラバ之ヲ撤去スルノ用意ヲ有ス」とあるに存するのであつて、一九〇三年の米清條約第十五條及同年の日清條約第十一條にも同樣の規定あり、また一九〇八年の瑞典と清國との條約第十條に各國がその治外法權を拋棄するに至らば瑞典も亦之を拋棄すべき旨を規定してゐる。

第一、獨墺の租界回收

獨逸の潛航艇新政策に對して支那は「中立國ノ權利ヲ尊重シ兩國ノ親善關係ヲ維持センガタメ貴國政府ノコノ新戰爭ヲ實行スルコトナカランコトヲ期ス」旨の抗議をなし、[42] 更に「獨逸ニシテモシ竟ニ答覆セザレバ我國ハソ

ノ潜航艇戰實行ノ時ヲ俟チテ認メテ抗議無效ノ時トナシ、之ト國交斷絶セントス」と發表した。[43] 次いで抗議の效なきことを見た支那は三月十四日、國交斷絶を宣言し、なほ同日總統令を以て、獨逸居留民の保護及び其他の應辨事宜を各該管官に命じ、現行國際公法の慣例に照し迅速等辨せしめることゝし、天津及漢口に於ける獨逸租界を回收した。

(42) 一九一七年二月九日の通牒――外交時報第二十五卷二一一五頁

(43) 一九一七年二月二十日の通牒

次いで同年八月十四日對獨墺宣戰布告に於いて支那は「以前獨墺兩國ト締結ノ條約・合同契約及ビ其他國際條款・國際協定ニシテ支獨支墺間ノ關係ニ屬スルモノハ悉ク國際公法及ビ慣例ニ依據シテ一律ニ廢止スル」旨を聲明したので獨逸租界、墺國租界は完全に廢止せられることゝなつた。同日また敵國人民刑訴訟審理暫行章程を公布し、「敵國人民ノ民刑訴訟ハ戰爭中ハ均ク中國法院ヨリ審判スル」ことゝし（第一條）、又別に處置敵國人民規定に於いて「中國ニ僑居スル敵國人ニハ管轄地方官廳ノ認可ヲ經テ適當ノ事業ニ從事スル」自由を與へた（第五條）。

戰後、一九一九年のヴエルサイユ媾和條約及びサン・ゼルマン條約によつて租界回收の確定を見た。

第二、巴里會議

一九一九年ヴエルサイユに開かれた巴里會議に於いて支那は次の要求を提出した。即ち（一）支那に於ける列

國勢力範圍の撤廢（二）在支外國駐屯軍及び外國警察官の撤退（三）領事裁判の廢止（四）組借地の返還（五）專管居留地の全廢（六）外國軍人教官の廢止（七）關稅稅率を國定稅率になすの權利承認等であつた。

日本との關聯に於いて山東省が特に問題となつた。一九一五年の日支條約に於ける山東省の還附は日本の恩惠的條約であるに拘らず、支那は排日の風潮の昂まるにつれて、速に之を回復せんとの希望をいだいて巴里會議に列し「山東省は全國人民の最も重要視する所にして今日の會議に於いて承認せる民族及領土の保全てふ各原則に照せば、青島は支那に還附するを當然なりとす云々」と陳述し、偶々日本の抗議の妥當を列國が承認するや、[44] 支那は媾和條約調印を拒絶した。

(44) 五月五日日本全權委員は巴里に於いて日本の政策は山東半島を完全なる主權のまゝ支那に還附するにあり唯日本の保持せんとする所は單に獨逸に許與せられたる經濟上の特權にすぎずと發表し、又五月十七日に内田外相は鐵道監理と租界保有の號件にて山東省を還附せんと宣言した。

媾和條約の成るに及んで山東に關してはその第百五十六――百五十八條に於いて一應の解決をとげることとなつた。

第三、華府會議

ハーディングの首唱によつて太平洋會議が一九二一年十一月に開かれた。支那はこの會議に對し二個の要求と二個の聲明をなした。即ち前者は(1)二十一箇條の取消と[45](2)青島の無條件返還とであり[46]、後者は(1)中國にあるすべて

の軍隊を一律に撤去し將來新に國民軍制度を採用することと(2)中國は聯邦の形式を以て統一的國家を恢復することである。

(45) 九月八日の北京電報は彼の二十一箇條に關する重要な支那の要求を傳へてゐる。それは支那政府が二十一箇條を取消して貰ふ代りに南滿及び安奉の兩線並に旅順大連の租借を九十九年に延長すると云ふのである。外交時報第二十卷八九八頁廿一箇條の取消評判。

(46) 山東問題につきては絶えず交渉を重ねて來たが九月七日小幡公使より顏外交總長に協商案を提出したのに對し支那政府は十月五日回答を送つた。即ち（一）日本の膠州灣租借權並に中立地帶に關する權利瀆附に對し、支那は租借權は既に消滅せるものなれば今更還附を受くる必要もないとのべ（三）青島の開放や山東開埠地の問題は支那が自ら試むべく各國との協議を用ひぬ（三）山東鐵道及び附屬地帶に於ける鑛山の日支合辦は反對に相違なく支那が貰戻す等が包含されてゐた（外交時報二〇卷八九六、九九五「山東問題」）

十一月十六日開かれた華府會議に於いて支那は十箇條を提案し、ついで列國委員會の決議を見た。(47)

(47) 支那提案中の主たるもの（一）列國は支那共和國の領土保全及び政治上並に行政上の獨立を尊重することを約す（二）支那は何れの國に對してもその領土若くは領海の如何なる部分をも割讓し又は租貸せざるべきを約す（三）政治上司法上及び行政上の行動の自由に對して現に支那に加へられてゐる制限は直ちに若くは事情の許す限り速に之を撤廢すべきものとす。列國決議中の主たるもの（一）治外法權放棄――十一月二十九日に催された極東問題に關する九箇國の委員會は滿場一致を以て、支那に於ける治外法權並に之に關聯する特權を放棄すると共に支那にある外國の裁判所をも停止することに決議した。なは同會は、支那を除く八箇國は、太平洋に關する會議終了後三ヶ月以内に各國委員一名宛よりなる委員會を作り、支

那司法制度領事裁判權廢止に關して調査を行ひ、一ヶ年以内に報告し、且つ支那よりも代表者一名を該委員會に列席せしむ

（二）在支外國郵便局撤廢――。（外交時報二〇卷一〇九四――九六「華府會議に於ける支那に關する條項」）。

屢々行詰りに逢着した山東問題も一九二二年一月三十一日鐵道の解決がなるや、支那はその望み通り山東の權利を回收することとなつた。且つまた二月二日日本は幣原男の聲明により二十一箇條の中、所謂第五項のみならず他の數個の事項も削除し又は甚だしく變更し、更に滿蒙に於ける日本の特權の或る部分を放棄した。二月四日「山東懸案解決ニ關スル條約」に於いて「日本國ハ舊獨逸膠州租借地ヲ支那國ニ還付」し（第一條）、「舊獨逸膠州租借地ニ於テ日本專管居留地又ハ國際居留地ノ設置」を廢止し（第二十三條前段）、又「該地域ヲ外國貿易ノタメニ開放スベキコト及ビ外國人ハ該地域内ニ於テ自由ニ居住シ且ツ商業工業其他ノ一切ノ合法的ノ業務ニ從事スル」のを禁止した（同條後段）。

第四、露國との關係

一九一九年の外蒙古自治取消につれて、一九一三年の露支協約は自然消滅するものと考へた支那に對して露國は十一月十八日の公文書に於いて「曩に結べる露支蒙條約・露蒙通商條約及び露支條約はすべて取消されたり」となし、更に「露國人が蒙古に於いて營む商業につきては他日露國新政府の成立を待つて別に協定すべし」と斷定した（外蒙ニ對スル露國ノ抗議）。

次いで一九二〇年九月二十三日大總統令によつて、近年露國には黨派紛爭し民意を代表すべき政府の組織なき

ため公使及び領事の代表權も覺束なく任務履行の能力も保證し難しとして、露國公使及び在支露國領事の待遇を停止し、たゞ露國東支鐵道附屬地及び在留民に關する一切の事項は各部各省の長官をして辨理せしめ、帝政時代强要せられた不利の條件を破棄するに至つた。こゝに於いて九月二十八日露國の天津在留民及び上海在留民は露國民の條約上の權利及特權は合法的全國政府の建設まで存續されざるべからずと抗議した。

一九二四年種々の困難と難關とに惱まされた露支問題も「支那國蘇國聯邦間ノ諸問題解決ノ爲ノ大綱ニ關スル協定」によりいよ〳〵解決を見ることとなり、「蘇國政府ハ其ノ政策並一九一九年及一九二〇年ノ宣言ニ從ヒ前露國政府ト第三國トノ間ニ締結セラレタル一切ノ條約、協定等ニシテ支那國ノ主權又ハ利益ヲ妨害スルモノハ無效ナリ」と聲明し（第四條）、又「支那ノ領土內ニ於テ條約ニヨツテ取得シタル租界ノ特權ヲ初メ特殊權利ヲ拋棄」した（第十條）。更に平等相互主義に基き（第十三條）「支那ニ於ケル領事裁判權ヲ拋棄」した（第二條）。

第五、排外思想の影響

上海の內外綿株式會社の同盟罷業に發端し、一九二五年五月三十日流血の慘事を惹起した事件は單に會社の紛爭たるに止まらずして排外思想となり、更に不平等條約撤廢となつた。該事件に對する支那側の要求は當面の問題解決と根本的要求とに分れてゐた。六月八日上海總工會、商工總聯合會、全國學生總會、上海學生會の四代表より、北京政府調査委員に對し(1)租界の回收(2)領事裁判權の撤廢等に關する要求を提出した。[8] この要求は急速の發展を見なかつたが、翌年四月十四日上海納稅者大會に於いて支那人三名の上海市政參加が承認され參政確歩の

第一歩をきざんだ。[49]

(43) 外交時報四二卷上(六)一三二頁

(49) 植田氏前掲書四八頁

支那各地方につきて見るに、

北京――排日英主義を高調し一九二五年六月十日「日英兩國をして承認せしむべき最小限度の要求條項」として租界回收、領事裁判權及上海會審衙門廢止を要求した。廣東――六月十六日排外運動實行協議會を開き、次いで對日英排斥運動を實行した。重慶――五月十六日。九江――六月十三日。鎭江――六月五日。南京――六月一日。漢口――六月十一日。その他奉天、吉林、青島、長沙、福州、杭州、汕頭等に於いても大同小異の運動を開始してゐるが、概して北支一帶は排英に傾き南支一帶は排日英であつた。

不平等條約修正に關して支那は六月二十五日上海事件と切離して重要な提議をなした。[50] 之に關聯して米國政府より華府會議の決議に基き治外法權撤廢調査委員會及び支那特別關稅會議召集の提議が各國になされ、各國は原則として之を承認し、期日決定次第開催の機運となつてゐた折柄、支那は國際會議召集案に反對し(七月十二日)外交委員會も不平等條約改正要求理由を宣明せる重要宣言を發した(七月二十五日)。こゝに於いて日・英・米は協議し、九月四日日本政府より(尙英米も略同文の)回答を與へた。即ち「實際的方法としては列國は宜く支那に於ける治外法權に關する華府會議に規定せる委員を支那に派遣して調査を遂行せしめ以て漸次的又は其他の順序に依り如何なる處置を執るべきやを決定する方針」であることを明にした。次いで數次の會合を重ね翌年六月

日・英・米・佛・蘭五國委員を報告書起草委員とし報告書[51]を作らしめることとなつた。

(50) 外交時報四二卷上（六）一三二頁

(51) 報告書の内容は(1)支那司法制度の現狀(2)支那に於ける領事裁判權制度の現狀調査(3)治外法權撤廢に關する各國委員會の對支勸告である。

一方に於いて支那は佛國との間の佛支越南邊界通商章程並に其後二回に亘り議定された續議商務專條及同附則が一九二六年八月七日を以て滿期となるに依り、同條約並關係條項は同期日以後無效たると共に新條約の成立までは越南邊界に關しては佛國及佛國屬人民事件に對し、佛支現存の他條約及び國際法に準據して處理すべき旨を聲明し、不平等條約撤廢の第一聲をあげた。

他方、支那司法制度調査委員會は九月九月十三日報告書起草を終つたので逐條審理し、十六日關係各國の署名調印を終つた。

上海にては會審衙門の回收が屢々問題となつたが一九二六年八月に至り、外交團との意見の一致を見、九月二十七日上海會審公堂回收暫行大綱を發表した。一九三〇年滬法院協定の成るや、上海共同租界内に行はるゝ司法制度は領事裁判權による特殊關係を除けばすべて支那國法院の支配する所となつた。[52]

(52) 植田氏前掲書一三三頁以下

第六、英國租界の回收

一九二七年一月三日漢口に於いて起つた英支間の衝突は英國租界の治安維持を支那の手に委ねる結果となり、翌四日には海關、工部局は支那軍に占領され、英人商店を封鎖し、英人と見れば危害を加へんとする有様であつたから英人は陸續と逃れ、英國租界には英人の片影をみとめず、租界は完全に支那に回收せられた。漢口方面の形勢が各方面に傳はるや九江英國租界も警察權を支那に委ねることとなつた。次いで二月十三日兩者の諒解成り十九日正式調印し困難なる漢口英國租界問題は終りを告げた。之と殆んど同時に九江英國租界も還附することになつた（二月二十日）。一九二九年十月三十一日には鎭江英國租界が、一九三〇年には厦門、威海衛の租界が還附された。

第七、白耳義その他の諸國

支那は十九世紀に結んだ條約の羈束より免れんと喘いでゐたが偶々白耳義との條約が一九二六年十月二十六日で滿期となるのを機として、四月十六日修正案を提議した。之に對して白耳義公使は「修正發案權は白國のみに屬してゐること及び原則として支那に於ける政治狀態が其を許すとき並に二外國委員（稅關、治外法權の）が報告書を提出したときに改正をなす」と回答した。しかるに十一月六日、支那政府は形式的に一八六五年の白支條約を廢棄し、その理由として事情變更の原則 rebus sic stantibus をあげてゐる。これより先き九月に、白國は一八六五年の條約第五十六條[53]の解釋を常設司法裁判所に一仕することを提議したが支那政府の回答の中に於いてはこの提案は認められなかつた。併し翌年初め、白國は此の問題を支那の拒絕にも拘らず常設裁判所に送致し、そ

の問題の解決するまで支那に於けるある權利を留保する暫定命令を受けた。[54] この命令の發布に次いで新條約の締結に對し白支間に協議が行はれ、その結果暫定命令は二月十五日に廢止せられた。一方、一月十七日白國は「天津の白國租界を返還す」と通告し、之に基き一九二九年八月三十一日天津白國租界還附協定成り租界を還附した。

(53) この條約は一八六六年十月二十七日に生じた批准交換の日より十年後に改訂さるべしと。而して發案權は白國のみにみとめてゐた。

(54) G. W. Keeton; p. 296.

一方に於いて西班牙とは一九二八年の修好通商暫定條約（第二條）、葡萄牙とは一九二八年修好通商暫定條約（第二條）、丁抹とは一九二八修好通商暫定條約（第二條）、伊太利とは一九二八年修好通商暫定條約（第二條）、波蘭とは一九二九年の條約によつて治外法權を撤廢し、和蘭、諸威とは一九二八年の條約に從つて、治外法權享有國の半數の撤廢によつて直ちに撤廢することを宣言した。

結　語

以上に述べた如く支那政府の治外法權撤廢の意圖と期待は列國に承認され、多く租界、會審衙門などその回收を見たが、領事裁判權その他の行政權にいたりては未だ完全に實效ありとは言へない。對英米佛、對日の關係に

於ける屢次の會議も支那の高壓的態度と熱狂的排外主義に禍されて兩者の意見は常に合致せず、偶々訪れた滿洲事變の勃發によつて希望的な過去の歩みは根こそぎされた。其の後滿洲國の成立あり、露國の北邊侵入するあり、支那軍閥の反亂あつて解決の鍵を盜まれた如く、理論的に正當なものが直ちに政策として實施されない世の常事から考察して、英米佛が治外法權の即時撤廢するを支那の待つは百年河清の感にひとしく、私たちは再び支那が何處に活路を見出すかに凝視せざるを得ない。たとひ支那が法律と裁判所とを完備したとしても各國が果して治外法權を撤廢するであらうか。滿洲國に於いて治外法權撤廢の實現を見ようとしてゐる今日、古き文化と長き歴史に誇る支那はその希望を誰と共に實現するのか。